

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第496号）

上海市人民政府、 自由貿易区臨港新エリアの基本法規を公布 影響力・競争力のある特殊経済機能区へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府は、2019年8月12日付けで『中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア管理弁法』（上海市人民政府令第19号、以下『管理弁法』という）を公布しました。『管理弁法』は2019年7月27日付けで設立を承認された中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア（以下「臨港新エリア」という）の運営に係る基本法規で、臨港新エリアにおける管理体制、投資・貿易振興策、監督・管理制度等を盛り込んでいます。『管理弁法』は2019年8月20日より施行しました。

□ 5つの自由化を通じ、対外開放の「新高地」として育成

『管理弁法』は、臨港新エリアの総合計画『中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア総体方案』（国発[2019]15号）¹をベースに、その内容をより細分化し、具現化したもので、計11章49条からなっています。

臨港新エリアの範囲については、上海市の大治河より南側、金匯港より東側及び小洋山島、浦東国際空港南側の地域と定めています。また、「全体的に計画し、段階的に実施する」との原則に基づき、南匯新城、臨港装置産業区、小洋山島及び浦東国際空港南側の地域における建設やプロジェクトを先行的に始動するとしています（『管理弁法』第2条、図表1を参照）。

【図表1】 臨港新エリア及び先行始動地域

上海市政府の公開地図より

¹ その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第494号をご参照ください。以下のURLからダウンロードできます。
⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0521-XF-0105.pdf>

『管理弁法』では臨港新エリアに対して、国際的に認められている最も開発された自由貿易園區をベンチマークに、自由貿易試験区に係る各措置のほか、より競争力のある対外開放政策・制度を実施し、**投資・貿易・資本・輸送・人材の自由化**を実現するとし、それぞれの自由化に対し対外開放や革新的な措置を設けています。また、「産業と都市の融合・発展（産城融合）」を目指し、質の高い外資を誘致することで、都市サービス機能を向上させ、現代的なニュータウンの構築計画を打ち出しています（『管理弁法』第3条、第4条）。

さらに、臨港新エリアの建設をサポートするため、データの流通や財政政策、税制政策に係る措置を制定しています。これら措置の主な内容については、以下の図表2をご参考ください。

【図表2】『管理弁法』における主な措置について

投資・経営の自由化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電信、保険、証券、科学研究と技術サービス、教育、衛生等の重点分野での対外開放に注力（第11条） ✓ 登録資本金、投資方式等の制限を緩和し、各種市場主体による公平な競争を促進し、集積回路、人工知能、バイオ医薬、航空宇宙、新エネルギー車、ハイエンド・スマート装置等の産業の集積を推進（第11条） ✓ 商事主体登記確認制度を試行。登記機関は申請人が提出した登記資料に対し形式審査を行い、審査通過後、即時に登記確認を行い、営業ライセンスを確認・発行（第12条）
貿易の自由化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 洋山特殊総合保税区を設立し、貿易監督・管理、許認可とプロセスに係る要求を最適化（第14条） ✓ 条件を満たす外商独資企業につき、世界に向けた文化・芸術品の展示、競売と取引の展開を可能とする（第15条） ✓ 文化サービス、技術関連製品、情報通信、医療・ヘルスケア等の資本・技術集約型サービス貿易の発展の推進を加速（第17条）
資金受取・支払が便利なクロスボーダー金融管理制度の実現	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 条件を満たす国外投資家による各種の金融機関の設立を支持（第18条） ✓ 金融機関による各種クロスボーダー金融サービスの提供を支持（第19条） ✓ クロスボーダー人民元業務手続きのプロセスをさらに簡素化（第20条） ✓ 国外から調達した資金につき、自主的に新エリア内及び国外の経営・投資活動への利用を可能とする（第21条） ✓ 自由貿易口座における人民元・外貨一体化機能の試行を推進し、新エリア内における資本の自由な流出入と自由な兌換を模索し、資本項目の兌換可能を安定的に推進（第22条）
国際輸送の開放水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「中国洋山港」籍の船舶登記管理制度を実行し、段階的に船舶の法定検査を開放（第24条） ✓ 国際海運の補給サービス体制を構築。海運指数デリバティブ商品業務の発展を推進（第25条） ✓ 洋山深水港、浦東国際空港と芦潮港鉄道コンテナセンター駅を中心に、海運、空運、鉄道運送の情報共有を推進し、複合一貫輸送の運行効率を高める（第27条） ✓ 航空貨物の中継・仕分など業務の展開を支持（第28条）

<p>自由・便利な 人材サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新エリアにおける人材の直接定住政策を最適化（第 30 条） ✓ 新エリアにおける重点産業の配置にフォーカスし、技術的人材誘致に係る目録を制定（第 31 条） ✓ 国外の職業資格を持つ金融、建築、プランニング、設計等の分野で条件を満たす専門人材につき届出を経た後、新エリア内でのサービス提供を許可。外国人による新エリア内での我が国の関連職業資格試験への参加申請を許可（第 32 条） ✓ ビジネス、交流、訪問等の経済・貿易活動に従事する外国人、現代的サービス業のハイレベル人材に対し、出入国及び滞在・居留について便宜を与える（第 33 条）
<p>安全で秩序ある 越境データの流通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 完備された国際通信施設を建設し、安全で便利なインターネットデータ専用チャネルを構築（第 35 条） ✓ 集積回路、人工知能、バイオ医薬、本部経済等の重点分野にフォーカスし、越境データの流通に係る安全評価を試験的に展開（第 36 条） ✓ 国際協力のルールに係る試行を展開し、特許、著作権、企業の商業秘密等の権利とデータの保護に注力（第 37 条）
<p>国際的に競争力のある 財政政策・税制政策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新エリアにおけるサービス輸出増徴税政策の適用範囲を拡大し、自由貿易口座に係る税制政策の試行を模索（第 38 条） ✓ 新エリア内における条件を満たす集積回路、人工知能、バイオ医薬、民間航空等の重要分野の中核プロセスでの生産、研究・開発に従事する企業に対し、企業所得税上の支援を与える。国外人材の個人所得税での支援策の実施を研究（第 39 条） ✓ 新エリア専用の発展資金を設立（第 40 条）

（『管理弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

上述の措置のほか、『管理弁法』では、新エリアにおける行政管理方式の革新について、外商投資に係る安全審査、独占禁止審査、業界管理、ユーザー認証、行動監査等の管理措置のさらなる改善、統一・高効率な金融管理体制の構築、失信リストの開示、市場参入に係る禁止と退出制度の実施などを掲げています。

*

『管理弁法』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳及び中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">中国（上海）自由贸易试验区临港新片区 管理办法 上海市人民政府令 19 号</p>	<p style="text-align: center;">中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア 管理弁法 上海市政府令第 19 号</p>
<p>《中国（上海）自由贸易试验区临港新片区管理办法》已经 2019 年 7 月 30 日市政府第 60 次常务会议通过，现予公布，自 2019 年 8 月 20 日起施行。</p>	<p>『中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア管理弁法』は 2019 年 7 月 30 日の市政府第 60 回常務会議にて決議され、ここにこれを公布し、2019 年 8 月 20 日より施行する。</p>
<p>第一章 总则</p>	<p>第 1 章 総則</p>
<p>第一条（目的和依据）</p>	<p>第 1 条（目的と根拠）</p>
<p>为了推进中国（上海）自由贸易试验区临港新片区建设，在更深层次、更宽领域、以更大力度推进全方位高水平开放，打造更具国际市场影响力和竞争力的特殊经济功能区，根据《中国（上海）自由贸易试验区临港新片区总体方案》和有关法律、法规，制定本办法。</p>	<p>中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアの建設を推進し、より深いレベル、より広い分野、全方位的な高い水準での開放をより強力に推進し、国際市場においてさらなる影響力と競争力を持つ特殊経済機能区を構築するために、『中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア総体方案』と関連法律・法規に基づき、本弁法を制定する。</p>
<p>第二条（适用范围）</p>	<p>第 2 条（適用範囲）</p>
<p>本办法适用于经国务院批准设立的中国（上海）自由贸易试验区临港新片区（以下简称新片区）。</p>	<p>本弁法は國務院による批准を経て設立した中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア（以下「新エリア」という）に適用する。</p>
<p>在本市大治河以南、金汇港以东以及小洋山岛、浦东国际机场南侧区域设置新片区。按照“整体规划、分步实施”原则，先行启动南汇新城、临港装备产业区、小洋山岛、浦东国际机场南侧等区域。</p>	<p>上海市の大治河より南、金匯港より東及び小洋山島、浦東国際空港南側の区域に新エリアを設置する。「全体的に計画し、段階的に実施する」との原則に基づき、先行して南匯新城、臨港装置産業区、小洋山島、浦東国際空港南側等の区域を開発する。</p>
<p>第三条（区域功能）</p>	<p>第 3 条（エリアの機能）</p>
<p>新片区对标国际上公认的竞争力最强的自由贸易园区，在适用自由贸易试验区各项开放创新措施的基础上，实施具有较强国际市场竞争力的开放政策和制度，加大开放型经济的风险压力测试，实现新片区与境外投资经营便利、货物自由进出、资金流动便利、运输高度开放、人员自由执业、信息快捷联通。</p>	<p>新エリアは、国際市場において競争力が最も強いとされている自由貿易園區をベンチマークとし、自由貿易試験区の各種開放・イノベーションに係る措置を適用した上で、国際市場において比較的強い競争力を有する開放的政策と制度を実施し、開放型経済のストレステストに力を入れ、新エリアと海外における投資・経営の利便化、貨物の自由な出入、資金流動の円滑化、運輸の高度な開放、人員の自由な就業、情報関係の迅速化を実現する。</p>
<p>第四条（产城融合）</p>	<p>第 4 条（産業と都市の融合・発展）</p>
<p>新片区鼓励国际优质资本进入教育、医</p>	<p>新エリアは良質な外国資本による教育、医療、介護、</p>

疗、养老、文化、体育、园区建设、城市运行等公共服务领域，加强各类基础设施建设管理，提升高品质国际化的城市服务功能，打造开放创新、智慧生态、产城融合、宜业宜居的现代化新城。

第二章 管理体制

第五条（管理机构）

中国（上海）自由贸易试验区临港新片区管理委员会（以下简称管委会）作为市人民政府的派出机构，负责具体落实新片区各项改革试点任务，承担新片区经济管理职责，统筹管理和协调新片区有关行政事务。

第六条（机构职责）

管委会依照本办法履行以下职责：

- （一）组织实施新片区发展规划和政策措施，制定有关行政管理制度；
- （二）负责投资、贸易、金融服务、规划资源等有关行政管理工作；
- （三）领导或者协调驻区机构有关行政管理工作，与驻区机构、有关部门建立合作协调和联动执法工作机制；
- （四）统筹推进新片区开发建设，统筹指导新片区内产业布局和功能培育，协调推进重大投资项目建设；
- （五）落实“一网通办”要求，全面实行“互联网+政务服务”，为新片区内企业及相关机构提供指导、咨询和服务；
- （六）领导、管理南汇新城，统筹新片区其他镇的经济管理事务，协同相关区做好新片区内社会事务的协调和管理；
- （七）履行市人民政府赋予的其他职责。

第七条（行政审批和行政处罚）

文化、スポーツ、園区建設、都市運営等公共サービス分野への進出を奨励し、各種インフラ施設の建設・管理を強化し、質の高い国際的な都市サービス機能を高め、オープン・イノベーション、スマート・エコ、産業と都市の融合・発展、企業に優しく・住みやすい現代的なニュータウンを構築する。

第2章 管理体制

第5条（管理機関）

中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア管理委員会（以下「管理委員会」という）は、上海市人民政府の出先機関として、新エリアにおける各種改革試行任務の着実な実施、経済管理の職責の引き受け、関連する行政事務の管理と調整を統一的な実行に責任を負う。

第6条（機関の職責）

管理委員会は本弁法に基づき以下の職責を履行する。

- （1）新エリアの発展計画と政策措置の組織的な実施、関連行政管理制度の制定。
- （2）投資、貿易、金融サービス、資源計画等の関連行政業務に責任を負う。
- （3）区駐在機関の関連行政業務を指導・協調し、区駐在機関、関連部門との連携・協調、連動法執行に係る業務メカニズムを構築する。
- （4）新エリアの開発建設の統一的な推進、新エリア内の産業配置と機能育成の統一的な指導、重大な投資プロジェクト建設の協調推進を行う。
- （5）「一网通办」の要求を着実に実行し、全面的に「インターネット+行政サービス」を実施し、新エリア内の企業と関連機関に指導、コンサルティングとサービスを提供する。
- （6）南匯新城鎮を指導、管理し、新エリアの他の鎮の经济管理事務を統一的に行い、関係する区と協同し新エリア内の社会事業の協調と管理を着実に遂行する。
- （7）上海市人民政府が付与するその他の職責を履行する。

第7条（行政審査・批准と行政処罰）

新片区实行综合审批、相对集中行政处罚的体制和机制，由管委会集中行使本市有关行政审批权和行政处罚权。管委会实施行政审批和行政处罚的具体事项，由市人民政府另行规定。

第八条（自主改革创新）

管委会应当充分运用国家赋予新片区的自主发展、自主改革、自主创新管理权限，在风险可控的前提下自主开展适应市场需求的创新业务。

第九条（其他行政事务）

市有关部门和相关区人民政府应当加强协作，支持新片区改革创新和管委会的各项工作，并按照各自职责，承担管委会职责范围之外的其他行政事务。

第十条（试点赋权机构）

在新片区试点设立依法授权的专业机构，承担公共服务、决策咨询、风险评估等事务，提高新片区公共服务水平和行政决策质量。

第三章 投资经营便利

第十一条（重点领域对外开放）

新片区建立开放型制度体系，在电信、保险、证券、科研和技术服务、教育、卫生等重点领域加大对外开放力度，放宽注册资本、投资方式等限制，促进各类市场主体公平竞争，推动集成电路、人工智能、生物医药、航空航天、新能源汽车、高端智能装备等产业集聚。

新片区根据先行先试推进情况和发展需要，不断扩大开放的领域、试点内容以及相应的制度创新措施。

新エリアは総合審査・批准、相对集中行政処罰の体制とメカニズムを実行し、管理委員会が集中して上海市の関連行政審査・批准権と行政処罰権を行使する。管理委員会が実施する行政審査・批准と行政処罰の詳細事項は、上海市人民政府により別途規定する。

第8条（自主改革・イノベーション）

管理委員会は国家が新エリアに付与する自主発展、自主改革、自主イノベーションに係る管理の権限を十分に活用し、リスクコントロール可能を前提に、自主的に市場需要に適應するイノベーション業務を展開しなければならない。

第9条（その他の行政事務）

上海市の関連部門と関連区の人民政府は、協力を強化し、新エリアにおける改革・イノベーションと管理委員会の各種業務を支持し、合わせて各自の職責に基づき、管理委員会の職責範囲以外のその他行政事務を引き受けなければならない。

第10条（授權機関に係る試行）

新エリアにおいて、法律に基づき設立された専門機関に権限を付与し、公共サービス、意思決定コンサルティング、リスク評価等の事務を引き受けるよう試行を行い、新エリアの公共サービス水準と行政意思決定の質を高める。

第3章 投資・経営の利便化

第11条（重点分野の對外開放）

新エリアは開放型の制度体系を構築し、電信、保険、証券、科学研究と技術サービス、教育、衛生等の重点分野における對外開放に力を入れ、登録資本金、投資方式等の制限を緩和し、各種市場主体による公平な競争を促進し、集積回路、人工知能、バイオ医薬、航空宇宙、新エネルギー車、ハイエンド・スマート装置等の産業の集積を推進する。

新エリアは先行試行の推進状況と発展の需要に基づき、開放する分野、試行の内容及び相応の制度に係るイノベーション措置の絶えざる拡大を行う。

第十二条（商事主体登记确认制）

新片区试行商事主体登记确认制。登记机关对申请人提交的登记材料实行形式审查，审查通过后即时予以登记确认，核发营业执照。

申请人应当履行真实、完整和准确申报的义务。企业名称应当遵守国家有关规定，不得损害国家、社会公共利益，不得违背公序良俗或者有其他不良影响。

对提供虚假材料、作出虚假承诺以及通过欺骗、贿赂等不正当手段取得登记的，登记机关应当依法撤销登记。

第十三条（民商事争议解决）

境外知名仲裁及争议解决机构经市司法行政部门登记并报国务院司法行政部门备案后，可以在新片区内设立业务机构，就国际商事、海事、投资等领域发生的民商事争议开展仲裁业务。

第四章 贸易自由**第十四条（洋山特殊综合保税区）**

在新片区内设立物理围网区域，依法建立洋山特殊综合保税区，在全面实施综合保税区政策的基础上，优化贸易监管、许可和程序要求，实施更高水平的贸易自由化便利化政策和制度。

对境外抵离物理围网区域的货物，实施以安全监管为主、更高水平的贸易自由化便利化监管模式。

第十五条（新型国际贸易）

新片区完善新型国际贸易与国际市场投融资服务的系统性制度支撑体系，吸引总部型机构集聚。

新片区建设国际医疗服务集聚区，支持与境外机构合作开发跨境医疗保险产品，开展国际医疗保险结算试点。

第 12 条（商事主体登記確認制度）

新エリアでは商事主体登記確認制度を試行する。登記機関は申請人が提出した登記資料に対し形式審査を行い、審査通過後、即時に登記確認を行い、営業ライセンスを確認・発行する。

申請人は真実で、完全で正確な申告を行う義務を履行しなければならない。企業名称については国の関連規定を遵守し、国家、社会の公共利益を損なってはならず、公序良俗違反もしくはその他悪影響があってはならない。

虚偽の資料の提出、虚偽の承諾及び詐欺、賄賂等の不正な手段を通じて登記を取得した場合、登記機関は法律に基づき、登記を取り消さなければならない。

第 13 条（民商事紛争の解決）

国外の著名な仲裁及び紛争解決機関は、上海市の司法行政部門で登記し、合わせて国务院司法行政部門に届出るよう報告した上で、新エリア内に業務機関を設立することができ、国際商事、海事、投資等の分野で生じた民商事紛争に係る仲裁業務を展開する。

第 4 章 貿易の自由**第 14 条（洋山特殊総合保税区）**

新エリア内に物理的な隔離区域を作り、法に基づき洋山特殊総合保税区を設立し、全面的な総合保税区政策の実施をベースとし、貿易監督・管理、許認可とプロセスに係る要求を最適化し、より高い水準での貿易自由化・利便化政策と制度を実施する。

国外から物理的な隔離区域に出入する貨物に対しては、安全監督・管理を中心に、より高い水準での貿易自由化・利便化監督・管理モデルを実施する。

第 15 条（新型の国際貿易）

新エリアは新型の国際貿易と国際市場投融资サービスのシステマティックな制度によるサポート体系を改善し、本部型機構が集積するよう導く。

新エリアに国際医療サービス集積エリアを建設し、国外機関とのクロスボーダー医療保険商品の共同開発を支持し、国際医療保険決算試行を展開する。

新片区内符合条件的外商独资企业可以开展面向全球的文化艺术品展示、拍卖和交易。

第十六条（促进跨境电商发展）

新片区发展跨境数字贸易，创新跨境电商服务模式，鼓励跨境电商企业在新片区内设立国际配送平台。

第十七条（促进服务贸易）

新片区加快推动文化服务、技术产品、信息通讯、医疗健康等资本技术密集型服务贸易发展，推进服务贸易自由化。

第五章 金融开放

第十八条（金融业对外开放）

在新片区内先行先试金融业对外开放措施，落实放宽金融机构外资持股比例、拓宽外资金融机构业务经营范围等措施，支持符合条件的境外投资者依法设立各类金融机构，保障中外资金融机构依法平等经营。

第十九条（跨境金融服务）

支持新片区内企业参照国际通行规则依法合规开展跨境金融活动，支持金融机构在依法合规、风险可控、商业可持续的前提下，为新片区内企业和非居民提供跨境发债、跨境投资并购和跨境资金集中运营等跨境金融服务。

支持新片区内企业开展真实、合法的离岸转手买卖业务。金融机构可以按照国际惯例，为新片区内企业开展离岸转手买卖业务提供高效便利的跨境金融服务。

新片区支持符合条件的金融机构开展跨境证券投资、跨境保险资产管理等业务。

新エリア内における条件を満たす外商独資企業は、世界に向けた文化・芸術品の展示、競売と取引を展開することができる。

第 16 条（越境 EC 発展の促進）

新エリアは越境デジタル貿易、イノベーション越境 EC サービスモデルを発展させ、越境 EC 企業が新エリア内で国際配送プラットフォームを設立することを奨励する。

第 17 条（サービス貿易の促進）

新エリアは文化サービス、技術関連製品、情報通信、医療・ヘルスケア等の資本・技術集約型サービス貿易の発展の推進を加速し、サービス貿易の自由化を推し進める。

第 5 章 金融の開放

第 18 条（金融業の対外開放）

新エリア内において先行的に金融業の対外開放措置を試行し、金融機関の外資持分比率の緩和、外資金融機関の業務範囲の拡大等措置を着実に実行し、条件を満たす国外投資者が法律に基づき各種の金融機関を設立することを支持し、中資・外資金融機関の法律に基づく平等な経営を保障する。

第 19 条（クロスボーダー金融サービス）

新エリア内の企業が国際共通の規則を参照し、法令を遵守してクロスボーダー金融活動を展開することを支持し、金融機関が法令遵守、リスクコントロール可能、ビジネス持続可能を前提に、新エリア内の企業と非居住者に対し、クロスボーダー債券発行、クロスボーダー投資・買収とクロスボーダー資金集中運営等のクロスボーダー金融サービスを提供することを支持する。

新エリア内の企業が真実で、合法的なオフショア転売取引業務を展開することを支持する。金融機関は国際慣習に基づき、新エリア内の企業によるオフショア転売取引業務の展開のために高効率で、便利なクロスボーダー金融サービスを提供することができる。

新エリアは条件を満たす金融機関によるクロスボーダー証券投資、クロスボーダー保険資産管理等業務の展開を支持する。

第二十条（人民币跨境业务）

在风险可控的前提下，根据法律法规规定，借鉴国际通行的金融监管规则，进一步简化优质企业跨境人民币业务办理流程，实施更加便利的跨境金融服务措施。

第二十一条（境外资金使用）

新片区内企业从境外募集的资金，可以自主用于新片区内以及境外的经营投资活动。

符合条件的金融机构从境外募集的资金及其提供跨境服务取得的收入，可以自主用于新片区内以及境外的经营投资活动。

第二十二条（资本项目开放）

推动自由贸易账户本外币一体化功能试点，探索新片区内资本自由流入流出和自由兑换。

新片区按照国家统筹规划、服务实体、风险可控、分步推进的原则，稳步推进资本项目可兑换。

第二十三条（资金管理中心）

新片区鼓励跨国公司设立全球或者区域资金管理中心，实施更加便利的跨境资金双向归集管理模式。

第六章 国际运输便利**第二十四条（国际船舶登记）**

新片区实行更加便利的“中国洋山港”籍船舶登记管理制度，逐步放开船舶法定检验。

在确保有效监管、风险可控前提下，对境内制造船舶在“中国洋山港”登记从事国际运输的，视同出口，按照国家规定给予出口退税。

第二十五条（国际航运服务）

新片区支持内外资企业及相关机构开展

第 20 条（人民币クロスボーダー業務）

リスクコントロール可能であることを前提に、法律・法規の規定に基づき、国際共通の金融監督・管理規則を参考に、優良企業によるクロスボーダー人民元業務手続きのプロセスをさらに簡素化し、より便利なクロスボーダー金融サービス措置を実施する。

第 21 条（国外資金の使用）

新エリア内の企業が国外から調達した資金を自主的に新エリア内及び国外の経営・投資活動に用いることができる。

条件を満たす金融機関は国外から調達した資金及びそのクロスボーダーサービス提供により得た収入を自主的に新エリア内及び国外の経営・投資活動に用いることができる。

第 22 条（資本項目の開放）

自由貿易口座における人民元・外貨一体化機能の試行を推進し、新エリア内における資本の自由な流出入と自由な兌換を模索する。

新エリアは国の統一計画、サービス実体、リスクコントロール可能、段階的実施の原則に基づき、資本項目の兌換可能を安定的に推進する。

第 23 条（資金管理センター）

新エリアは多国籍企業によるグローバルもしくは地域資金管理センターの設立を奨励し、より便利な双方向のクロスボーダー資金集中管理モデルを実施する。

第 6 章 国際輸送の利便化**第 24 条（国際船舶登記）**

新エリアはより便利な「中国洋山港」籍の船舶登記管理制度を実行し、段階的に船舶の法定検査を開放する。

有効な監督・管理の保証、リスクコントロール可能を前提に、国内製造船舶が「中国洋山港」に登録し国際輸送に従事する場合、輸出とみなし、国の規定に基づき輸出税還付を適用する。

第 25 条（国際海運サービス）

新エリアは中資・外資企業と関連機構による海運関連

航运融资、航运保险、航运结算、航材租赁、船舶交易和航运仲裁等服务；建设国际航运补给服务体系；推动发展航运指数衍生品业务。

第二十六条（启运港退税）

进一步完善启运港退税相关政策，对符合条件的出口企业经洋山港离境的集装箱货物，实行更加便利高效的监管和服务。

第二十七条（多式联运）

新片区以洋山深水港、浦东国际机场和芦潮港铁路集装箱中心站为载体，推动海运、空运、铁路运输信息共享，提高多式联运的运行效率。

第二十八条（国际航空业务）

支持浦东国际机场开展航空中转集拼业务，实行更加便利的海关监管制度。

支持浦东国际机场建设具有物流、分拣和监管集成功能的航空货站，实行更加便利的航空货运监管模式和货机机组人员出入境边防检查管理模式。

对国际中转旅客及其行李，实行通程联运，进一步缩短中转衔接时间。

第七章 人才服务

第二十九条（优化人才政策）

新片区加大人才引进培养扶持力度，为集聚海内外人才在新片区各展其才、各尽其用提供保障。

第三十条（户籍和居住证）

优化新片区人才直接落户政策，对符合条件的人才，缩短新片区居住证转办常住户口年限。对持有本市居住证在新片区工作并居住的人员，实行居住证专项加分。

第三十一条（技能人才引进）

融资、海运相关保险、运费決済、部品・設備リース、船舶取引及び海事仲裁等のサービス展開を支持する。国際海運の補給サービス体制を構築する。海運指数デリバティブ商品業務の発展を推進する。

第 26 条（積出港に係る税還付）

さらに積出港に係る税還付関連政策を改善し、条件を満たす輸出企業の洋山港経由で海外へ出るコンテナ貨物に対し、より便利で高効率な監督・管理とサービスを実行する。

第 27 条（複合一貫輸送）

新エリアは洋山深水港、浦東国際空港と芦潮港鉄道コンテナセンター駅を中心とし、海運、空運、鉄道運送の情報共有を推進し、複合一貫輸送の運行効率を高める。

第 28 条（国際航空業務）

浦東国際空港による航空貨物の中継・仕分など業務の展開を支持し、より便利な税関監督・管理制度を実行する。

浦東国際空港の物流、仕分と監督・管理を集約した機能を有する航空貨物ステーションの建設を支持し、より便利な航空貨物運送監督・管理モデルと貨物機乗員の出入国検査管理モデルを実行する。

国際中継旅客及びその荷物に対し、全行程一貫輸送を実行し、中継時間を更に短縮する。

第 7 章 人材サービス

第 29 条（人材政策の最適化）

新エリアは人材誘致・育成へのサポートを強化し、国内外人材が新エリアでその才能、能力を十分に発揮できるよう保証する。

第 30 条（戸籍と居住证）

新エリアにおける人材の直接定住政策を最適化し、条件を満たす人材に対し、新エリアでの居住证から常住戸籍への転籍年限を短縮する。上海市の居住证を所有し新エリアで働き合わせて居住している人員に対しては、居住证専門項目に係る加点を実行する。

第 31 条（技術的人材の誘致）

在国家职业资格和技能等级认定范围内，聚焦新片区重点产业布局，制定技能人才引进目录。

对目录以外的紧缺技能岗位核心业务骨干，由新片区行业代表性企业自主评定和推荐后纳入引进范围。

第三十二条（从业资格）

允许具有境外职业资格和金融、建筑、规划、设计等领域符合条件的专业人才经备案后，在新片区内提供服务，其境外从业经历可以视同国内从业经历。

除涉及国家主权和安全外，允许境外人员在新片区申请参加我国相关职业资格考试。

第三十三条（出入境和停居留便利）

对到新片区从事商务、交流、访问等经贸活动的外国人，给予签证和停居留便利。

新片区放宽现代服务业高端人才从业限制，在人员出入境、外籍人才永久居留等方面实施更加开放便利的政策措施

第三十四条（外籍人员工作便利）

对拟长期在新片区工作的高科技领域外籍人才、外国技能型人才，以及符合新片区产业发展方向的单位聘用的外籍人才，放宽年龄、学历和工作经历限制，按照相关规定一次性给予2年以上的外国人来华工作许可。

已加入外籍的留学人员在新片区工作的，可以直接办理长期海外人才居住证，免于办理外国人来华工作许可。取得境外高水平大学本科及以上学历的优秀外籍毕业生，可以直接在新片区工作。

已加入外籍的留学人员和取得境外高水平大学本科及以上学历的优秀外籍毕业生，在新片区留学人员创业园创办企业的，直接给予

国家职业资格・技能レベル認定の範囲内で、新エリアにおける重点産業の配置にフォーカスし、技術的人材誘致に係る目録を制定する。

目録以外の不足している技術職の中核となる人材に対しては、新エリアにおける業界の代表的企業が自主的な評定と推薦を行った後、誘致範囲に組み入れる。

第32条（就業資格）

国外の職業資格を持つ金融、建築、プランニング、設計等の分野で条件を満たす専門人材が届出を経た後、新エリア内でサービスを提供することを許可し、その国外での就業経験は国内の就業経験と見なすことができる。

国家主権と安全に係る事項を除き、外国人が新エリア内で我が国の関連職業資格試験への参加を申請することを許可する。

第33条（出入国と滞在・居留の利便化）

新エリア内へ赴きビジネス、交流、訪問等の経済・貿易活動に従事する外国人に対し、ビザと滞在・居留について便宜を与える。

現代的サービス業のハイレベル人材に対する就業制限を緩和し、人員の出入国、外国籍人材の永住等の面で、より開放的で便利な政策措置を実施する。

第34条（外国籍人員による就業の利便化）

新エリアで長期的に就業する予定のハイテク分野の外国籍人材、外国の技術的人材、及び新エリアの産業発展の方向性に合致する企業が雇用する外国籍人材に対し、年齢、学歴と職歴関連の制限を緩和し、関連規定に基づき1度に2年以上の外国人就業許可を与える。

外国籍を取得した留学生が新エリアで就職する場合、直接、長期海外人材居住証の手続きができ、外国人就業許可の手続きを免除する。海外のハイレベル大学の学士及びその以上の学歴を取得した優秀な外国籍卒業生は、直接、新エリアで就職することができる。

外国籍を取得した留学生と国外のハイレベル大学の学士及びそれ以上の学歴を取得した優秀な外国籍卒業生が、新エリアの留学生インキュベーター園區で起業する

外国人来华工作许可，其创业经历可以视同工作经历。

第八章 信息快捷联通

第三十五条（互联网基础设施）

新片区建设完备的国际通信设施，加快新一代信息基础设施建设，提升宽带接入能力、网络服务质量和应用水平，构建安全便利的国际互联网数据专用通道。

第三十六条（跨境数据流动）

新片区聚焦集成电路、人工智能、生物医药和总部经济等关键领域，试点开展数据跨境流动的安全评估，建立数据保护能力认证、数据流通备份审查、跨境数据流通和交易风险评估等数据安全管理制度。

第三十七条（知识产权和数据保护）

新片区开展国际合作规则试点，加大对专利、版权、商业秘密等权利和数据的保护力度，主动参与引领全球数字经济交流合作。

第九章 财税支持

第三十八条（国际业务税收政策）

扩大新片区服务出口增值税政策适用范围，研究适应境外投资和离岸业务发展的新片区税收政策。在不导致税基侵蚀和利润转移的前提下，探索试点自由贸易账户的税收政策安排。

第三十九条（重点产业和人才税收支持）

对新片区内符合条件的从事集成电路、人工智能、生物医药、民用航空等关键领域核心环节生产研发的企业，按照相关规定给予企业所得税支持。研究实施境外人才个人所得税支持政策。

第四十条（专项资金扶持）

本市设立新片区专项发展资金，统筹用于

情况、直接、外国人就业许可与え、その起業経歴を職歴と見なすことができる。

第 8 章 情報連係の迅速化

第 35 条（インターネットインフラ施設）

新エリアでは完備された国際通信施設を建設し、新世代情報インフラ施設の建設を加速し、ブロードバンド接続能力、ネットワークサービスの質と応用水準を高め、安全で便利なインターネットデータ専用チャネルを構築する。

第 36 条（越境データの流動）

新エリアは集積回路、人工知能、バイオ医薬、本部経済等の重点分野にフォーカスし、越境データの流動に係る安全評価を試験的に展開し、データ保護能力認証、データ流通バックアップ審査、越境データの流通と取引に係るリスク評価等のデータ安全管理メカニズムを構築する。

第 37 条（知的財産権とデータの保護）

新エリアは国際協力のルールに係る試行を展開し、特許、著作権、企業の商業秘密等の権利とデータの保護に力を入れ、主体的に世界的なデジタル経済交流協力に参加する。

第 9 章 財政・税制による支援

第 38 条（国際業務に係る税制政策）

新エリアにおけるサービス輸出増徴政策の適用範囲を拡大し、国外投資とオフショア業務の発展に適応する新エリアの税制政策を研究する。税源の浸食と利益移転を起こさないことを前提に、自由貿易口座に係る税制政策の試行を模索する。

第 39 条（重点産業と人材に係る税制上の支援）

新エリア内における条件を満たす集積回路、人工知能、バイオ医薬、民間航空等の重要分野の中核プロセスでの生産、研究・開発に従事する企業に対し、関連規定に基づき企業所得税上の支援を与える。国外人材の個人所得税での支援策の実施を研究する。

第 40 条（特別資金による支援）

上海市は新エリア専用の発展資金を設立し、新エリア

新片区产业扶持、创新创业支持、人才引进培养、基础设施和公共设施建设等方面。

新片区通过设立战略性新兴产业投资平台、创新股权投资等方式，带动社会资本投向重大产业项目、初创型企业等领域。

第十章 风险防范

第四十一条（全面风险管理）

新片区以风险防控为底线，以分类监管、协同监管、智能监管为基础，全面提升风险防范水平和安全监管水平。

在新片区创新行政管理方式，推动形成市场主体自律、业界自治、社会监督、政府监管的综合监管体系。

第四十二条（重点领域监管）

新片区聚焦投资、贸易、金融、网络、生态环境、文化安全、人员进出、反恐反分裂、公共道德等重点领域，进一步完善外商投资安全审查、反垄断审查、行业管理、用户认证、行为审计等管理措施，实施严格监管、精准监管和有效监管。

第四十三条（信息管理服务平台）

新片区建立涵盖管委会、行业主管部门、区内企业及相关运营主体的一体化信息管理服务平台，在风险研判和防控中加强信息技术应用。

第四十四条（金融风险防范）

经国家金融管理部门授权，建立统一高效的金融管理体制机制，加强与国家金融管理部门协作。运用科技手段提升金融服务水平和监管能力，依法打击各类非法金融活动，切实防范金融风险。

第四十五条（监测和预警）

の産業に対するサポート、イノベーション・起業に対する支持、人材の誘致・育成、インフラ施設と公共施設の建設等に統一して使用する。

新エリアは戦略的新興産業投資プラットフォームの構築、持分投資の革新等方式を通じ、社会資本を重大産業プロジェクト、ベンチャー企業等の分野に投資するよう導く。

第 10 章 リスク防止

第 41 条（全面的なリスク管理）

新エリアはリスクコントロールをボトムラインにし、分類監督・管理、協同監督・管理、スマート監督・管理をベースとし、リスク防止のレベルと安全監督・管理のレベルを全面的に向上させる。

新エリアでは行政管理方式を革新し、市場主体による自律、業界による自治、社会による監督、政府による監督・管理の総合監督・管理体系の形成を推進する。

第 42 条（重点分野の監督・管理）

新エリアは投資、貿易、金融、ネットワーク、生態環境、文化の安全、人の出入り、反テロ・反国家分裂、公衆道徳等の重点分野にフォーカスし、外商投資に係る安全審査、独占禁止審査、業界管理、ユーザー認証、行動監査等の管理措置をさらに改善し、厳格で、高精度で有効な監督・管理を実施する。

第 43 条（情報管理サービスプラットフォーム）

新エリアは管理委員会、業界主管部門、区内企業と関連の運営主体をカバーする一体化情報管理サービスプラットフォームを構築し、リスク研究・判断と防止において情報技術の応用を強化する。

第 44 条（金融リスク防止）

国家金融管理部门による権限の付与を経て、統一され、高効率な金融管理体制メカニズムを構築し、国家金融管理部门との協力を強化する。科学技術的な手段を用いて、金融サービスの水準と監督・管理の能力を向上させ、法律に基づき各種違法な金融活動を取り締り、金融リスクを確実に防止する。

第 45 条（モニタリングと早期警告）

新片区建立检疫、原产地、知识产权、国际公约、跨境资金等特殊领域风险精准监测机制，实现全流程风险实时监测和动态预警管理。

第四十六条（信用分级管理）

新片区实施经营者适当性管理。完善信用评价基本规则和标准，按照守信便利原则，把信用等级作为企业享受优惠政策和制度便利的重要依据。

新片区建立主动披露制度，实施失信名单披露、市场禁入和退出制度。

第四十七条（边界安全监管）

新片区建设高标准智能化监管基础设施，实现监管信息互联互通共享，加强进出境安全管理，优化新片区进出境货物监管模式。

第十一章 附则

第四十八条（政策适用）

自由贸易试验区各项开放创新措施适用于新片区，本办法作出规定的事项按照本办法执行。

本办法施行后，本市出台的相关政策措施，有利于促进新片区发展的，新片区可以直接适用。

第四十九条（施行日期）

本办法自 2019 年 8 月 20 日起施行。

新エリアにおいて検疫、原産地、知的財産権、国際条約、クロスボーダー資金等の特殊分野のリスクに係る高精度なモニタリングメカニズムを構築し、全プロセスにおいてリアルタイムでのモニタリングと動的な早期警告を実現する。

第 46 条（信用格付けによる管理）

新エリアにおいて、事業者適格性管理を実施する。信用評価の基本ルールと基準を整備し、「信用を守れば便利を享受できる」との原則に基づき、信用格付けを企業が優遇政策と制度を享受する際の重要な根拠とする。

新エリアは主体的開示制度を構築し、失信リストの開示、市場参入に係る禁止と退出制度を実施する。

第 47 条（国境の安全に係る監督・管理）

新エリアにおいて高水準なスマート監督・管理インフラ施設を建設し、監督・管理情報の相互連絡・相互認証、共有を実現し、出入国に係る安全管理を強化し、新エリアにおける輸出入貨物に対する監督・管理モデルを最適化する。

第 11 章 附則

第 48 条（政策の適用）

自由貿易試験区の各種開放・イノベーションに係る措置は新エリアに適用し、本弁法が定める事項につき、本弁法に基づき執行する。

本弁法の実施後、上海市が打ち出した関連政策・措置で、新エリア発展の促進に有利である場合、新エリアはそれを直接、適用することができる。

第 49 条（実施日）

本弁法は 2019 年 8 月 20 日より施行する。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。